

# 始めます 確定申告

確定申告の窓口での受付は、  
 2月16日(火)から3月15日(月)までです。  
 ※閉庁日（土、日曜および祝日）は行っていない

## 申告は、「e・Tax」・ 「郵送」・「窓口」で

所得税の確定申告の時期になりました。  
 事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンの人でも確定申告をしなければならぬ人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。  
 申告期間中は、大変混雑することが予想されます。申告書などは自分で作成して、e・Tax、郵送または税務署の時間外収受箱への投函により提出することをお勧めします。



## 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える
- 土地、建物などを譲渡した
- 給与所得者（サラリーマンなど）で年収が2千万円を超える、2ヵ所以上から給与を受けている、給与以外の所得が20万円を超える
- 年の中途で退職し、再就職をしながらため、年末調整をしていない
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をするなど



▽申告方法：  
 自宅のパソコンで申告書が作成できます。

「確定申告書等作成コー

ナー」を利用すれば、自宅で24時間、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。  
 作成したデータを印刷し、添付書類とともに郵送などにより提出することができます。

HP <http://www.nta.go.jp>  
 ▽郵送先：海田税務署（〒736・8505海田町大正町1番13号）

## 国税電子申告・納税システム（e・Tax）

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e・Tax送信用データとして利用でき、直接、電子申告をすることができます。

なお、e・Taxを利用するには住基カード、電子証明書の取得が必要です。  
 詳しくは、e・Taxホームページでご確認ください。

HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

※利用開始の手続き、操作方法、よくある質問などe・Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にぜひご覧ください。



## 申告相談会場の開設

### ●相談会

**所**海田税務署  
**時**2月1日(月)～3月15日(月)  
 （土、日曜、祝日は除く）  
 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

●e・Tax還付申告センター  
**所**アクアホール（広島バスセンター8階）  
**時**2月12日(金)（土、日曜、祝日は除く）午前10時～午後4時

④給与、年金などの所得税の還付申告（譲渡所得を除く）をする人  
 ※書面での申告書の提出は受け付けていません。

### ●出張相談会

**所**町民会館  
**時**2月9日(火)、10日(水)午前9時～正午、午後1時～4時

## 申告に関するお問い合わせ

**問**海田税務署 ☎823・2131（海田町大正町1番13号）

## 役場での申告の受付

**時**2月16日(火)～3月15日(月)  
 （土、日曜、祝日および3月1日(月)、2日(火)を除く）  
 午前8時半～11時半、午後1時～4時

**所**役場エントランスホール  
 先着順に整理券をお取りください。ただし、件数が

多い場合には早めに締め切ることがあります。また、役場での申告もなるべく自分で作成するよう、ご協力をお願いします。

申告書を自分で作成した人は、開庁時間中は税務課の窓口で収集箱を設置していますので、投函により提出することができます。



**町**県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告が必要な人

平成22年1月1日現在、町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

●平成21年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある（20万

円以下のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です）

●平成21年中に退職した  
 ●雑損控除、医療費控除、寄付金控除（一定制限有り）などを受けようとしている

●町内に住所はないが、事務所や家屋敷がある

●国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している（申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、障害年金などを受給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください）

▽申告に必要なもの：  
 ・各所得（収入）のわかるもの（源泉徴収票など）  
 ・印鑑  
 ・社会保険、生命保険、地震保険などの領収書、支払保険料の証明書

・医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書（後で医療費の領収書が必要になる人は、返信用封筒と切手）  
 ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳  
 ・筆記用具、電卓などの計算用具

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書が必要な人は、税務課で発行します。なお、電話での回答はできません。また、国民年金保険料については、広島南年金事務所 ☎253・7710へお問い合わせください。

## ご相談・お問い合わせ

下記の日程で町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告相談を行います。お気軽に相談ください。

| 相談日            | 会 場  | 受付時間                      |
|----------------|------|---------------------------|
| 3月1日(月)        | 東公民館 | 9：00～11：30<br>13：00～16：00 |
| 3月2日(火)        | 西公民館 |                           |
| 3月3日(水)～15日(月) | 役 場  | 8：30～11：30<br>13：00～16：00 |

※3月1日(月)、2日(火)は役場での相談は行いません。  
 ※土、日曜日は除きます。



**問**税務課 ☎820・5603